１　仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者の法人番号	提供元事業者名	区分						合計
			再卸	ＳＩＭカード型	通信モジュール	単純再販	その他		
携帯電話に係るもの									
ＰＨＳに係るもの									
ローカル５Ｇサービスに係るもの									
ＢＷＡアクセスサービスに係るもの									
参考事項									

［２　略］

［注略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

１　仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者の法人番号	提供元事業者名	区分						合計
			再卸	ＳＩＭカード型	通信モジュール	単純再販	その他		
携帯電話に係るもの									
ＰＨＳに係るもの									
ＢＷＡアクセスサービスに係るもの									
参考事項									

［２　同左］

［注同左］

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービス又は同項第十四号の三に規定する地域ＢＷＡアクセスサービスを提供している電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八号

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第七条第四号、第九条第二項（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条の二第一項及び第三項、第四十二条第二項、第四十四条第六項、第五十条並びに第五十一条並びに同法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の五第二項の規定に基づき、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日　厚生労働大臣　加藤　勝信

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（作業環境測定の実施） **第三条**　事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について同条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。	（作業環境測定の実施） **第三条**　事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について同条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。
一　デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。 イ　当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）　法第二条第四号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）のうち、個人サンプリング法について登録を受けているもの　作業環境測定士 ロ　個人サンプリング法以外のもの　作業環境測定士	一　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析（解析を含む。以下同じ。）は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）に実施させること。
二　分析（解析を含む。以下同じ。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。 イ　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析　法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）のうち、当該	二　前号に規定する分析以外の作業環境測定は、法第二条第四号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）に実施させること。